国立天文台広告掲載実施要領

令和７年３月７日
台長決定

（趣旨）

第１条　この要領は，大学共同利用機関法人自然科学研究機構広告掲載取扱規程（令和７年自機規程第１３９号。以下「規程」という。）に基づき，国立天文台（以下「天文台」という。）における広告の取扱いに関し必要な事項を定める。

（広告媒体等）

第２条　広告の掲載の対象とする広告媒体，広告の規格，枠数及び掲載料（以下「掲載規格等」という。）については，台長が決定する。

（広告掲載の募集及び申込み）

第３条　台長は，広告掲載を実施するに当たり，実施に必要な事項を定め，当該広告掲載を希望する者を募集するものとする。

２　広告の掲載を希望する者は，所定の期日までに，広告掲載申込書（別記様式第１号）を天文台に提出するものとする。

（広告掲載の審査及び決定）

第４条　提出された広告掲載申請書については，副台長（総務担当）及び天文情報センター長が審査し，台長が広告掲載の可否を決定する。

２　台長は，広告掲載の可否について，広告掲載通知書（別記様式第２号）又は広告不掲載通知書（別記様式第３号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第５条　広告主は，所定の期日までに，天文台が発行する請求書により広告掲載料を納入するものとする。

２　納入された広告掲載料は，返還しない。ただし，広告主の責に帰さない事由により，天文台が広告を掲載しなかったときは，広告掲載料の一部又は全部を返還することができる。

３　前項の規定により返還する広告掲載料には，利子を付さないものとする。

（広告掲載の保留及び撤回）

第６条　台長は，次の各号のいずれかに該当するときは，広告の掲載を保留又は撤回することができる。

一　広告主から所定の期日までに広告の版下原稿又は図案等が提出されないとき。

二　広告主から所定の期日までに広告掲載料が納入されなかったとき。

三　広告主が社会的信用を著しく損なう事件を起こしたとき。

四　規程第４条の各号に該当しないことが偽りであると判明したとき。

五　規程第５条の基準に反すると判断したとき。

六　本要領第２条に基づき台長が決定する掲載規格等を満たさないとき。

七　その他掲載する広告として台長が適当でないと認めたとき。

（広告掲載の取り下げ）

第７条　広告主は，広告の掲載を取り下げるときは，書面により申し出るものとする。

（協議）

第８条　規程及び本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は，天文台と広告主双方が誠意をもって協議し，解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第９条　規程及び本要領に定める広告の掲載に関する訴訟については，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（雑則）

第１０条　この要領に定めるもののほか，広告掲載実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要領は，令和７年３月７日から施行する。

附　則

この要領は，令和７年４月４日から施行する。

附　則

この要領は，令和７年４月１１日から施行する。

附　則

この要領は，令和７年７月１日から施行する。